

京都市北部資源リサイクルセンター 運転維持管理業務委託仕様書

第1章 一般事項

第1条 目的

本仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が、京都市北部資源リサイクルセンターの資源ごみ（缶・びん・ペットボトル等）の中間処理業務、及び施設内の設備の維持管理業務を、受注者（以下「乙」という。）に委託する際に必要な事項を定めるものである。

第2条 業務概要

主な業務は、甲の収集した資源ごみの受入、選別、再資源化物の保管及び再商品化業者への引渡しの連絡並びに各種機器の保守管理業務である。

施設に搬入された資源ごみを効率性、経済性、安定性に留意しながら適正に処理すること。

また、本施設の全ての機械、電気、計装設備について、常に所定の性能が発揮できるよう点検・調整等の保守管理及び薬剤補給、給油等並びに施設の維持管理等に係る事務を行うこと。

第3条 所在地、名称、施設規模及び処理能力

- 1 所在地 京都市右京区梅ヶ畑高鼻町27番地
- 2 名称 京都市北部資源リサイクルセンター
- 3 施設規模
 - (1) 敷地面積
約95,000㎡（ごみ焼却施設と併設しており合算）
 - (2) 建物概要
鉄筋・鉄骨コンクリート造 地上5階 地下2階
建築面積：約12,000㎡（ごみ焼却施設と併設しており合算）
設備：再資源化プラント設備、換気装置（吸気、排気ファン）、エアコン
- 4 処理能力 40トン／5時間（20トン／5時間×2系列）

第4条 業務委託期間

委託期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

第5条 処理する資源ごみの種類及び処理実績量

1 資源ごみの種類

京都市資源ごみ用指定袋（ポリエチレン製、45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ）で収集された缶（鉄・アルミ）、びん（無色、茶色、その他色）、ペットボトルと金属製スプ

レー缶（別途、南積替所よりコンテナにて搬入されるものも含む。）、破袋した京都市資源ごみ用指定袋）、分別基準に適さない物（異物）、資源残渣。

2 処理実績量

本施設における過去の処理実績量を以下に示す。処理実績量とは資源ごみクレーンにより受入れホッパーに投入された資源ごみの重量及びスプレー缶の搬入量であり、資源物の他に不適物、水分の重量を含んでいる。

処理実績量

年度	処理実績量（トン）
H31	6,797.67
R2	6,957.98
R3	6,896.00
R4	6,741.56
R5	6,523.26

第6条 業務日及び作業時間

業務日及び作業時間は、施設の運転に合わせ、原則として次のとおりとする。ただし、甲、乙双方の協議により変更することができる。

- 1 業務日は、平日（月曜日～金曜日（祝日を含む））とする。
- 2 休日は、土曜日、日曜日、12月31日から翌年の1月3日までとする。

なお、プラント設備のオーバーホール期間が年1回10日程度あり、その間は休日とするが、資源ごみの受入対応は行うものとする。また、令和7年度～令和9年度にかけて併設の北部クリーンセンター（ごみ焼却施設）において大規模改修工事を実施する予定であり、令和8年度については、プラント設備のオーバーホールに伴う休日（10日程度）に加えて、北部クリーンセンター（ごみ焼却施設）の大規模改修工事の施工に伴う休日（9日程度）を予定しており、その間も休日とするが、資源ごみの受入対応は行うものとする。

- 3 作業時間は、午前8時から午後5時の間で、乙の作業計画により設定するものとし、事前に週間作業計画書により甲に届け出ること。
- 4 業務日及び作業時間を変更する際には、事前に甲と協議し決定することとする。

第7条 施設の使用

乙は、中間処理業務の履行のために、甲の所有する北部資源リサイクルセンターを無償で 사용할 ことができる。施設及び設備の使用対象範囲は別紙1「管理区域の範囲」、別紙2「業務対象の主要設備」に示す。

なお、使用に当たっては、次のことを遵守すること。

- 1 北部資源リサイクルセンターは、北部クリーンセンター（ごみ焼却施設）との複合施設として同一建屋内に建設されている。

- 安全管理上、北部資源リサイクルセンターの管理区域を越えてクリーンセンターに立ち入らないこと。プラットホーム等クリーンセンターと共用する部分はその限りではない。
- 2 乙は、設備、器具、備品、その他全ての財産を善良な管理者の注意をもって維持管理すること。
 - 3 乙の過失による施設の破損については、速やかに甲に報告するとともに協議を行い、乙の負担において速やかに原状復旧すること。
 - 4 施設の防犯に努めること。
 - 5 施設を使用する甲の職員及び他の委託業務請負者等と協力し円滑な管理運営に努めること。
 - 6 水道の節水、空調の温度設定など省資源、省エネルギーに努めること。
 - 7 施設の使用にあたって疑義が生じた場合は、甲及び北部クリーンセンターと協議すること。
 - 8 令和7年度～令和9年度にかけて北部クリーンセンター（ごみ焼却施設）において大規模改修工事を実施する予定であり、令和8年度及び令和9年度においては、敷地内で工事の車両や作業員が通常より来場の頻度が高くなるため、留意すること。また、構内道路においても導線が変更となる予定のため、留意すること。
- なお、同期間中においても資源ごみの搬入及び処理は継続する。

第8条 備品等の使用

乙が専ら使用する備品及び事務機器等については、乙が備えるものとするが、施設に備え付けてある備品等は甲が無償で貸与するものとする。

乙は、甲が乙に貸与する備品等に係る物品使用貸借契約を別途、甲と締結するものとする。

第9条 物品の調達

業務上必要な本施設の設備、機器及び経費の内、別紙3「本市の負担する物品等」に示したものを甲の負担とし、その他の業務上必要なものは乙の負担とする。

なお、乙の負担となるペットボトルの圧縮梱包に必要な結束バンド、梱包用フィルムについては、以下のプラント機器指定品を使用すること。

結束バンド仕様

メーカー名	仕 様
セキスイ	Hタイプ、幅 15.5mm、厚さ 0.6mm、2500mm×2巻 紙管付き
司化成工業	Hタイプ、幅 15.5mm、厚さ 0.6mm、2500mm×2巻 紙管付き
大日製罐	デックバンド、幅 15.5mm、厚さ 0.6mm、2500mm×2巻 紙管付き

梱包用フィルム仕様

サイズ	幅 500mm×φ 300mm（最大）
厚み	12～30 μ m
引伸ばし範囲	1.6 倍～3.5 倍

使用量実績

年度	結束バンド（巻）	梱包用フィルム（巻）
R3	162	49
R4	132	42
R5	160	47

第 10 条 安全の確保

乙は、作業環境を考慮の上、従業員の安全の確保に努めることとする。

- 1 乙は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、同施行令（昭和 47 年政令第 318 号）、同規則（昭和 47 年労令第 32 号）、及びその他の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。
- 2 乙は、事故防止を図るための安全対策については、安全衛生管理計画で明確に示さなければならない。
- 3 乙は、業務履行に当たり、電気、薬品類、毒性ガス、可燃性ガス等に対し、必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び作業員の配置割当を行い、危険防止に努めなければならない。
- 4 乙は、他の工事等と作業が隣接又は交錯する場合は、常に相互協調して安全管理に支障がないように処置しなければならない。
- 5 乙は、業務を履行するに当たり、安全管理に支障が発生した場合には、直ちに必要な処置を講じ、かつ速やかに甲に連絡し、その指示に従わなければならない。
- 6 乙から要請があった場合、甲は必要な安全処置を講じなければならない。

第 11 条 休憩等

休憩又は休息は、業務に支障を来たさないよう、また安全面を考慮して甲の指示する場所で取ること。

第 12 条 人員の配置

1 効率配置

- (1) 乙は、業務の履行にあたり、必要な人員を効率的に配置すること。

(2) 乙は、本業務を適正に行うため、以下に示した有資格者を必要数配置すること。

また、人員及び有資格者について、契約後及び変更があった場合は、速やかに人員名簿及び免状等の写しを提出し、甲の承諾を受けること。

(3) その他業務を行う上で、他に必要と考えられる人員及び資格についても、乙の責任において確保すること。

業務に必要な資格

業 務	資 格
施設管理	一般廃棄物処理施設技術管理者の資格要件を有する者、若しくは破砕・リサイクル施設技術管理士認定証保持者
クレーン 運転	クレーン・デリック運転士免許証保持者 又は、同クレーン限定免許証保持者
圧縮品の 保管	フォークリフト運転技能講習修了証保持者
不適物等の 処分	玉掛け技能講習修了証保持者
大型バス 運転	大型自動車免許証保持者
資源ごみ ピット転落者救出	ゴンドラ取扱特別教育修了証保持者

(4) 作業に従事する全員がその能力を発揮できるよう、適切な作業研修等及び良好な職場環境を創出するよう努めること。

2 障害者の雇用確保

(1) 乙は、知的障害者（療育手帳を有する者）を含む障害者の雇用機会の創出（職場実習の受け入れを含む。）を心がけること。

(2) 乙は、障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、認定資格を有する障害者職業生活相談員を選任すること。

第13条 提出書類

乙は、契約締結までに、次に掲げる書類を甲に提出しなければならない。

- 1 緊急連絡体制表
- 2 従業員名簿（各種資格免状等の写しを添付）
- 3 業務分担表
- 4 安全衛生管理体制表
- 5 安全衛生管理計画表
- 6 その他、甲が指示する書類

第14条 乙の責務

乙は、次に掲げる事項の責務に努めること。

- 1 契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、業務の目的、内容等を十分に理解し、職務を履行するとともに、従業員の指揮、監督、教育、訓練、研修並びに事故防止に努めること。
- 2 日常の業務履行に当たっては、甲との連絡及び協議を行うこと。

第15条 法令の遵守

乙は、業務の履行に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び関係各法令、並びに労働関係法令等、その他に必要とされる各種法令を遵守しなければならない。

第16条 緊急時の連絡体制

乙は、地震、台風等の災害で北部資源リサイクルセンターの運営に重大な支障が生じる場合に備え、従業員の非常召集体制を確立し、甲に届けなければならない。

第17条 乙の創意工夫

乙は、業務の履行に当たり、常に創意工夫を心掛け、業務の効率化を目指さなければならない。

第18条 責任の範囲

- 1 乙は、委託業務の公共的使命の重要性を考慮して、従業員の安全対策及び労務管理に万全を期すとともに、関係法令等に基づく一切の責任を負うものとする。
また、現場作業等の秩序を保ち、当施設の火災、盗難等の防止に努めるとともに、乙の責に帰すものについては、その責任の一切を負うものとする。
- 2 乙は、大気汚染、臭気、騒音、振動等の設計値及び公害関係規則値（以下①～③のとおり）を遵守し、二次公害を発生させないように常に適正な運転を行わなければならない。
 - ① 粉じん基準値：集塵装置排気筒出口において、 $0.01\text{g}/\text{m}^3$ N 以下
 - ② 騒音基準値：敷地境界線上において、45db 以下（昼間）
 - ③ 振動基準値：敷地境界線上において、60db 以下（昼間）

特にストックヤードでの資源物の運搬車両への積み込みの際には騒音に気を付けること。

近隣地域への騒音防止に配慮するため、4階資源室の外部に通じる窓を開けないこととするが、休憩時間等のコンベア停止中はその限りではない。

- 3 乙は、受託業務が終了した後、次業者との引継ぎを十分に行い、業務に支障を生じさせないようにすること。また、遅滞なく貸与施設、備品等を返還しなければならない。
- 4 税制の変更、物価上昇、金利変動その他本市以外の要因による経費の増大については、乙が負担するものとする。

第19条 火災防止

- 1 乙は、平素における火災予防及び地震時等の出火防止を図るために、担当区域内の火元責任者に対して業務の指導、監督を行う防火責任者を選任すること。
- 2 乙は、各箇所には火元責任者を定め、火気の正確な取扱及び後始末を徹底させ、火災を未然に防止しなければならない。
- 3 乙は、甲が定める消防計画に従うとともに、防災・避難訓練を京都市北部クリーンセンターと連携を取り、行わなければならない。

第20条 盗難の防止

乙は、現場における設備機器、工具、備品等の盗難防止及び業務場所への侵入者防止については、十分に監視に努めなければならない。

第21条 損害賠償の範囲

乙の故意又は過失により発生した火災、盗難、事故、破損等で甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、損害補填に要する費用は乙が負担するものとする。

ただし、甲の責に帰すべき理由によるときは、この限りでない。

第22条 機密の保持

乙及び業務に従事する従業員は、業務の履行上知り得た秘密事項を他に漏らしてはならない。

第23条 従業員の規律等

乙は、業務を履行するに当たり、従業員には次の事項について十分なる指導、監督を行い、職場秩序の保持に努めること。

- 1 安全衛生に関すること
- 2 機密漏洩防止に関すること
- 3 服装、規律等に関すること
- 4 業務の公共性、重要性に関すること

第24条 整理整頓

乙は、業務場所の清掃及び整理整頓に努めるものとする。

第25条 再委託の禁止

乙は、甲の文書による承諾を得た場合を除き、業務の執行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

第26条 委託料の支払い

- 1 月払いにより支払う。支払額については、毎月均等払いとする。なお、分割金額に1円未満の端数が生じる場合、その端数金額は、契約開始月の分割金額に合算するものとする。
なお、再資源化物の売却は甲が行うため、その収入については甲に帰属する。
- 2 甲は、乙から適法な請求書を受領した時は、30日以内に乙に当該請求金額を支払うこととする。

第27条 契約の解除

甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- 1 カレット（その他の色）について、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が実施する品質調査において、同協会の定める「市町村からの引き取り品質ガイドライン」から著しく外れDランクと判定され、改善方法を実施したにもかかわらず改善されなかった場合。
品質調査が実施されない場合においては、同ガイドラインから著しく外れると同協会から判断され、改善方法を実施したにもかかわらず、改善されなかった場合。
- 2 ペットボトル及び缶、カレット（無色、茶色）について、引取業者への引き渡しに支障をきたす品質であり、改善方法を実施したにもかかわらず、改善されなかった場合。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
第4条の第1号から第3号までに定める基準に適合しなくなったとき。
- 4 公募型プロポーザル方式による業務受託候補者選定時に提案された内容が実施されていない場合。ただし、乙の責によらない要因による場合及び甲がやむを得ないと判断した場合は除く。

第28条 予算が減額された場合等の途中解約

- 1 甲は、翌年度以降において委託料にかかる歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、乙は、甲が翌年度以降に支払を予定していた委託料を請求することはできない。
- 3 乙は、第1項の規定により甲がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について甲に請求することはできない。

第29条 その他

- 1 第三者との事故、紛争等が発生した場合は、経緯を甲に報告したうえで、乙の責任により誠意をもって解決に当たること。
- 2 本仕様書に記載のない事項が発生したとき、又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえその都度決定する。なお、協議が整わない場合は甲の指示に従うこと。

第2章 業務委託内容

第1条 用語の定義

本仕様書において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるものとする。

- 1 運転
運転とは、関係機器を稼働、制御することをいう。
- 2 監視
監視とは、関係機器を稼働、制御している状況を監視することをいう。
- 3 点検
点検とは、本委託対象機器の機能を損なうことなく正常に稼働させるために必要な項目及び法令で定められた項目について、損傷変形、腐食、異臭、その他の異常の有無を調査し、その調査結果をまとめ、今後の予測と対応策の検討を行うことをいう。
- 4 修繕
修繕とは、本委託対象機器の劣化した部分、部材または低下した性能、機能を、外部からの人的応援を必要とせずに、現状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

第2条 委託業務の範囲

- 1 主要な設備
委託業務の対象となる主要な設備の概要を別紙4「主要な設備」に示す。
- 2 設備の処理工程
委託業務の対象となる設備の処理工程を別紙5「全体工程」、別紙6「びん色自動選別システム工程」に示す。
- 3 委託業務の範囲は以下のとおりとする。
 - (1) 各種機器の運転操作
 - (2) 資源ごみの適正処理及び再資源化業務
 - (3) 障害者の業務
 - (4) 障害者職業生活相談員の業務
 - (5) 維持管理業務
 - (6) 清掃業務
 - (7) 事務業務
 - (8) 見学対応

- (9) 業務報告
- (10) 緊急事態対応（対応手順書の作成含む。）

第3条 各種機器の運転操作

- 1 乙は、各種機器の機能及び用途を十分に理解し、運転操作を適正に行わなければならない。
- 2 異常発生時、管理上必要な措置を講ずるために計画的に運転停止するときは、甲の承認を得るものとする。
- 3 緊急事態が発生し運転を停止したときは、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。
- 4 北部クリーンセンター及び関連施設の運転停止の事態を回避するため、落雷による停電の恐れがある場合等に北部クリーンセンターから運転停止要請があったときは、乙はこれに従うものとする。

第4条 資源ごみの適正処理及び再資源化業務

1 資源ごみクレーン運転、監視業務

資源ごみクレーンによる受入ホッパーへの資源ごみの投入及びピット内における資源ごみ積替え作業並びにクレーン室内でのピット火災監視及び転落監視を行う。資源ごみクレーンは、出動・積替え・投入・格納の自動運転が可能であるが、資源ごみピットの監視及び手動運転による細かな操作を行うために、クレーン操作室にはクレーン運転の資格を有する運転員が常時いること。

2 選別業務

受け入れた資源ごみについては、別紙7「選別基準」に従い、各選別コンベアにおいて以下(1)から(8)までの業務を行うことにより、良質な分別基準適合物とすること。

なお、別紙7の基準を変更する場合は別途通知する。

また、別紙7の基準から著しく外れると判断された場合、乙は速やかに改善方法を甲に提案し、甲の承認を得てこれを実施すること。

各手選別コンベアの搬送能力、最大作業人数等は別紙8「手選別コンベアの仕様」を参照すること。

(1) 第1手選別コンベア（2系列）

鉄・アルミ・ペットボトル・カレット精選以外の手選別（生びん・袋・その他不適物を除去。）

(2) 第2手選別コンベア（2系列）

びん色自動選別システム前に対象物以外を手選別。風力比重差選別機にて回収できなかった、びん・カレット以外のアルミ缶・ペットボトル等の手選別と不適物の回収。

(3) カレット投入コンベア（2系列）

びん色自動選別システム前の不適物の手選別（金属類、プラスチック等）

(4) 鉄精選コンベア（2 系列）

鉄圧縮機前の異物の手選別（スプレー缶、残渣を除去。）

(5) アルミ精選コンベア（2 系列）

アルミ圧縮機前の異物の手選別（ペットボトル、スプレー缶、不適物を除去。）

(6) ペットボトル搬送コンベア（2 系列）

ペットボトル以外の異物及びキャップの除去。

(7) 鉄・アルミ選別機（1 系列）

鉄・アルミ選別機で除去できない、びん残渣中の不適物（スプーン等）を予め除去。

(8) 各カレット精選コンベア（白色、茶色、その他色）（各 1 系列）

びん色自動選別後の各カレットの手選別。

3 不適物の分別・運搬業務

(1) 各階選別室及び各手選別で発生した金属屑（鉄、アルミ不適物等）、耐熱ガラス製品の各階不適物搬出用リフトまでの運搬。

(2) 不適物搬出用リフトによって運ばれてきた不適物の 1 階での分別作業（再資源化が可能な金属類の回収、不適物の選別）

(3) 不適物の分別作業で発生したガラクタ鉄、ガラクタアルミはフレキシブルコンテナバッグに納め、フォークリフトによりストックヤードまで搬送し、一時保管を行う。

注：ただし、搬送品類の増加に伴い既設ストックヤードで堆積しきれない場合は、当施設内での仮設ストックヤードまでの新たな運搬業務が発生することがある。

その場合の作業方法・運搬方法は甲の指示に従うものとする。

(4) 不適物（破碎ごみ）の運搬業務（南部クリーンセンター破碎機への持ち込み）

(5) 不適物の選別において発生した可燃性不適物をホッパーへ納め、フォークリフトにより北部クリーンセンターのごみピットまで搬送する。

搬送日時及び構内移動経路については、北部クリーンセンター職員の指示に従うこと。

4 分別スプレー缶の搬入受入、重量計量及び処理作業

コンテナで搬入される鉄及びアルミに分別されたスプレー缶の重量を計量機で計測した後、不適物搬出用リフトにより 4 階まで搬送し、随時鉄精選コンベア横のスプレー缶投入シュートよりスプレー缶をスプレー缶圧縮機に投入して、圧縮、ガス抜きを行う。

5 圧縮された分別スプレー缶の運搬業務

スプレー缶圧縮機により圧縮、ガス抜きされた鉄及びアルミ製スプレー缶をフレキシブルコンテナバッグに納め、フォークリフトによりストックヤードまで搬送し、一時保管を行う。

6 圧縮梱包品の監視・運搬・保管業務

- (1) 鉄、アルミ、ペットボトルの各圧縮梱包機及び自動積込装置の監視。
- (2) 上記梱包品の保管場所までの運搬
鉄・ペットボトルは鉄・ペットボトル圧縮梱包品ストックヤードに、アルミはアルミ圧縮梱包品ストックヤードにフォークリフトにて運搬。
- (3) 各圧縮梱包品の保管にあたっては、荷崩れ防止、安全管理に努め、火気には十分注意すること。

7 再資源化物等搬出車両の誘導・監視業務

- (1) カレット貯留ホッパーより搬出車両へカレットの積み込みを行う際には、適切な指導、監視を行い安全には十分に考慮すること。
- (2) 鉄、アルミ、ペットボトル搬出作業及び搬出車両に対する適切な誘導及び監視。
- (3) 混色カレット搬出作業及び搬出車両に対する適切な誘導及び監視。

8 中央制御室における業務

- (1) 中央制御室にてモニターでの監視。
- (2) モニター操作盤での運転操作。
- (3) 機器停止等の異常発生時に作業従事者への連絡。

9 その他

京都市南部資源リサイクルセンターの処理能力を超える資源物が生じた場合は、連携及び協力を図り、その分量について、責任をもって処理すること。

第5条 障害者の業務

第1章第12条第2項第1号による障害者の業務は、手選別コンベアでの選別作業業務を主に行うものである。

障害者の配置される手選別コンベアは、以下の16箇所の範囲とし、障害者職業生活相談員の指導を受け、作業の安全性を確保して選別作業に従事させること。

- 1 1号(2号)第1手選別コンベア
- 2 1号(2号)第2手選別コンベア
- 3 1号(2号)カレット投入コンベア
- 4 1号(2号)鉄精選コンベア
- 5 1号(2号)アルミ精選コンベア
- 6 1号(2号)ペットボトル搬送コンベア
- 7 鉄・アルミ選別機
- 8 白カレット精選コンベア
- 9 茶カレット精選コンベア
- 10 その他カレット精選コンベア

第6条 障害者職業生活相談員の業務

第1章第12条第2項第2号により障害者職業生活相談員を選任した場合の業務内容及び役割は以下のとおりとする。

- 1 障害者職業生活相談員は、第1手選別コンベア等に於いて、選別業務を実施する障害者と一緒に選別業務を行うと共に、作業中の障害者の健康管理に気を使い、同時に職場での障害者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う役割も併せ持つこと。
- 2 障害者職業生活相談員は、他の従業員に対して、障害者との接し方等の教育及び研修に努めることとする。

第7条 維持管理業務

各設備機器の正常な運転の確保及び故障予防保全のために、以下の1から8の作業を行うこと。

点検等により発見した比較的軽微な不具合箇所、また故障、事故等により発生した比較的小規模な破損箇所について、備え付けの工具を用いて修繕及び交換作業を実施すること。

- 1 日常点検
 - (1) 機器及び設備の機能及び劣化の状況を確認し、常に正常に作動するよう調整、給油、清掃及び記録等の作業を原則として毎日行うこと。
 - (2) 異常を発見した場合は、甲に連絡するとともに、甲の指示に従い措置を行うものとし、以後の経過についても報告を行うこと。
 - (3) 点検項目、点検方法等については、別途協議する。
- 2 定期点検
 - (1) 機器及び設備の機能及び劣化の状況を確認し、常に正常に作動するよう調整、給油、分解清掃及び記録等の作業を一定の期間ごとに行うとともに、修繕等の保全計画を立てること。
 - (2) 異常を発見した場合は、甲に連絡するとともに、甲の指示に従い措置を行うものとし、以後の経過についても報告を行うこと。
 - (3) 点検項目、点検方法及び点検周期等については、別途協議する。
- 3 定期自主検査
 - (1) 法律により、定期自主検査が義務付けられている設備機器については、法律の定めに従い点検及び記録を行うこと。
 - (2) 異常を発見した場合は、甲に連絡するとともに、甲の指示に従い措置を行うものとし、以後の経過についても報告を行うこと。
- 4 鉄工関係の修繕作業
 - (1) 腐食部等の応急処置
 - (2) 手摺等の修繕

5 交換、調整作業

- (1) コンベア関係の搔板の部分交換
- (2) コンベア関係のチェーンの張り調整
- (3) コンベア関係の消耗品交換
- (4) 圧力計、温度計、液面計などの交換
- (5) 弁類、配管類等の交換
- (6) 減速機等のオイルレベル管理
- (7) 送風機等のVベルト交換及び張り調整
- (8) 資源ごみクレーンのブレーキ調整及びライニング交換
- (9) 各機器等の固定ボルト、ナットの増し締め
- (10) オイル交換等（油圧ユニットは除く）

6 電気計装設備の保全

- (1) リミットスイッチ、リレーの交換
- (2) 照明灯、表示灯、電球等の交換
- (3) 計器等の零点調整

7 塗装、保温の修繕作業

- (1) 設備機器塗装部の剥離部分及び錆浮出し部分の塗装
ただし、足場仮設を要する高所作業を伴う塗装は除く。
- (3) 設備機器保温部の剥離部分の修繕

8 空調設備の簡易定期点検及びフロン漏洩に係る簡易点検

- (1) 空調機器の簡易点検及び清掃を行うこと。
（本体の動作確認、フィルター清掃、温調弁及びドレンポンプユニットの動作確認、Vベルト劣化時のベルト交換、異常時における応急措置）
- (2) フロン規制法に係る機器については、四半期に1回の頻度でフロン類の漏洩に係る簡易点検を実施すること。
- (3) 点検対象機器については、別紙9に示す。

第8条 清掃業務

別紙1「管理区域の範囲」に示した管理基準に基づいて清掃を行うものとする。ただし、汚れがひどい場合は、必要に応じて適宜清掃すること。

第9条 事務業務

- 1 再資源化物の各再商品化事業者（鉄・アルミ・ペットボトル・無色カレット・茶色カレット・その他の色カレット）への引取り連絡業務
- 2 分別スプレー缶の搬入受入の連絡業務
- 3 混色カレットの搬出に関する連絡業務

事前に、混色カレットを再資源化する委託業者へ電話連絡を行う。

- 4 再資源化物の搬出時における計量伝票への記入
- 5 運転データ（資源ごみ及びスプレー缶の搬入量・処理量、再資源化物の出来高及び搬出量、混色カレット・残渣の搬出量等）の記録
- 6 在庫物品の使用状況の記録
- 7 北部クリーンセンター、適正処理施設部との連絡業務

第10条 見学対応

乙は、甲が計画する見学案内のうち、北部資源リサイクルセンターに特化した見学について、受付、案内及び対応を行い、ごみ減量、リサイクルの推進に向け、啓発業務を行うこと。

第11条 業務報告

乙は、以下の報告書を作成し、甲に提出すること。また、甲が指示する事項について、遅滞なく報告しなければならない。なお、各報告書の様式については、別途協議する。

- 1 プラント運転日誌
業務終了後、提出すること。
- 2 月報
翌月の初めに提出すること。
- 3 年報
新年度初めに提出すること。
- 4 週間作業計画書
毎週金曜日までに翌週の計画書を提出すること。
- 5 週間搬出計画書
毎週金曜日までに翌週の計画書を提出すること。
- 6 故障報告書
重大な故障が発生した際、速やかに提出すること。
- 7 事故報告書
人身事故が発生した際、速やかに提出すること。
- 8 避難訓練報告書
避難訓練終了後、提出すること。
- 9 緊急事態対応報告書
資源ごみピット火災、資源ごみピット転落者、薬品漏洩等の緊急事態が発生した際は、対応措置について速やかに提出すること。

別紙 1 管理区域の範囲

管理基準について

空欄箇所は、週 1 回、月 1 回など定期的に清掃するものとする。周期については、別途協議する。

毎日清掃箇所は、基本 1 日 1 回とするが、必要に応じて行うものとする。

階 数	管 理 区 域	管理基準
ピット	資源ごみピット	
	資源ごみ汚水ポンプ室	
	資源ごみ汚水槽	
1 階	資源ごみストックヤード	
	資源ごみクレーンバケット格納庫 1	
	資源ごみクレーンバケット格納庫 2	
	1 階バグフィルター室	
	資源ごみ投入扉油圧装置室	
	資源搬出室 1	毎日清掃
	資源搬出室 2	毎日清掃
	資源搬出室 3	毎日清掃
	前室 1－1	毎日清掃
	前室 1－2	毎日清掃
	倉庫 1－1	
	倉庫 1－2	
	倉庫 1－3	
	雑用コンプレッサー室	
	男子便所 1－1	毎日清掃
	女子便所 1－1	毎日清掃
2 階	2 階バグフィルター室	
	2 階選別室	毎日清掃
	カレット手選別室	
	残渣搬送コンベア室	
	スプレー缶圧縮機室	毎日清掃
	前室 2－1	
	前室 2－2	
	前室 2－3	毎日清掃
	前室 2－4	
	男子便所 2－1	毎日清掃
	女子便所 2－1	毎日清掃
	喫煙室 2－1	毎日清掃
	倉庫 2－1	

階 数	清 掃 箇 所	備 考 欄
2 階	倉庫 2－2	
	倉庫 2－3	
	見学者通路洗浄装置格納庫	
3 階	3 階バグフィルタ室	
	1 号受入コンベア室（3 階⇒5 階）	毎日清掃
	2 号受入コンベア室（3 階⇒5 階）	毎日清掃
	3 階選別室	毎日清掃
	リサイクル操作室	毎日清掃
	3 階コントロールセンター	
	前室 3－1	毎日清掃
	前室 3－2	毎日清掃
	前室 3－3	毎日清掃
	倉庫 3－1	
	カレット再利用システム装置室	毎日清掃
	ペットボトル手選別室	毎日清掃
4 階	排風機室	
	資源ごみクレーン電気室	
	資源ごみクレーン操作室	毎日清掃
	資源ごみホッパーステージ 1	
	資源ごみホッパーステージ 2	
	資源ごみ放水銃室	
	4 階選別室	毎日清掃
	喫煙室 4－1	毎日清掃
	通路 4－1	毎日清掃
	4 階休憩室	毎日清掃
	前室 4－1	毎日清掃
	前室 4－2	毎日清掃
	前室 4－3	毎日清掃
	前室 4－4	毎日清掃
	前室 4－5	
	前室 4－6	毎日清掃
	倉庫 4－1	
	倉庫 4－2	
	男子便所 4－1	毎日清掃
	女子便所 4－1	毎日清掃
	女子浴室	毎日清掃
	女子脱衣室	毎日清掃

	洗濯・乾燥室	毎日清掃
階 数	清 掃 箇 所	備 考 欄
4 階	資源ごみクレーン操作室窓拭装置格納庫	毎日清掃
	1 号破袋・除袋機室	毎日清掃
	2 号破袋・除袋機室	毎日清掃
	1 号磁選機室	毎日清掃
	2 号磁選機室	毎日清掃
	1 号受入コンベア室	毎日清掃
	2 号受入コンベア室	毎日清掃
5 階	5 階選別室	毎日清掃
	資源ごみピット上部メンテ歩廊	
	1 号受入コンベア異物除去室	
	2 号受入コンベア異物除去室	
	1 号風選投入コンベア室	
	2 号風選投入コンベア室	
	チャンバールーム	
	前室 5－1	毎日清掃
	前室 5－2	
	前室 5－3	
	倉庫 5－1	
	5 階下足コーナー	毎日清掃
	5 階応接室兼施設長室	毎日清掃
	5 階事務室	毎日清掃
	5 階会議室	毎日清掃
	5 階食堂	毎日清掃
	5 階男子浴室	毎日清掃
	5 階男子脱衣室	毎日清掃
	5 階男子洗濯室	毎日清掃
	5 階男子更衣室	毎日清掃
	休養室 5－1	毎日清掃
	休養室 5－2	毎日清掃
	男子便所 5－1	毎日清掃
	女子便所 5－1	毎日清掃
	5 階喫煙室	毎日清掃
	5 階給湯室	毎日清掃
	通路 5－1	毎日清掃
	5 階南エレベーターホール	毎日清掃

別紙2 業務対象の主要設備

設備名	機器名称	各機器装置名称
受入・供給設備	計量器	計量器
	資源ごみ投入扉	資源ごみ投入扉
		資源ごみ投入扉開閉用油圧装置
		資源ごみピット転落防止装置
	資源ごみ動力式マシンハッチ	資源ごみ動力式マシンハッチ
	資源ごみピット転落者救出装置	資源ごみピット転落者救出装置
	資源ごみクレーン	NO.1 資源ごみクレーン
		NO.2 資源ごみクレーン
	資源ごみクレーンメンテホイスト	1 号資源ごみクレーンメンテホイスト
		2 号資源ごみクレーンメンテホイスト
	資源ごみクレーン操作室及び見学者通路窓自動洗浄装置	資源ごみクレーン操作室及び見学者通路窓自動洗浄装置
	消臭剤散布装置	消臭剤散布装置
	資源ごみピット火災自動感知・自動遠隔消火装置	資源ごみピット火災検知装置
		放水銃
	可搬式タラップ	可搬式タラップ
	排水ポンプ昇降ホイスト	排水ポンプ昇降ホイスト
	真空掃除機	真空掃除機
	受入ホッパ	1 号受入ホッパ
		2 号受入ホッパ
	受入コンベア	1 号受入コンベア
		2 号受入コンベア
	破袋・除袋機	1 号破袋・除袋機
		2 号破袋・除袋機
選別設備	手選別コンベア	1 号第 1 手選別コンベア
		2 号第 1 手選別コンベア
		1 号第 2 手選別コンベア
		2 号第 2 手選別コンベア
		1 号カレット投入コンベア
		2 号カレット投入コンベア
		白カレット精選コンベア
		茶カレット精選コンベア

設備名	機器名称	各機器装置名称
選別設備	手選別コンベア	その他カレット精選コンベア
		1号鉄精選コンベア
		2号鉄精選コンベア
		1号アルミ精選コンベア
		2号アルミ精選コンベア
		1号ペットボトル搬送コンベア
		2号ペットボトル搬送コンベア
	PET キャップ除去装置	PET キャップ除去装置
	磁選機	1号磁選機
		2号磁選機
	風力式比重差選別機	1号風力式比重差選別機
		2号風力式比重差選別機
	振動フィーダ	1号振動フィーダ
		2号振動フィーダ
	アルミ選別機	1号第1アルミ選別機
		1号第2アルミ選別機
		2号第1アルミ選別機
		2号第2アルミ選別機
	鉄・アルミ選別機	鉄・アルミ選別機
	びん色自動選別システム	びん色自動選別システム
		コンプレッサー
	サイクロン	1号第2サイクロン
		2号第2サイクロン
	残渣除去装置	1号残渣除去装置
		2号残渣除去装置
	メンテホイスト	4Fメンテホイスト
		5Fメンテホイスト
搬送設備	搬送コンベア	1号第1不適物コンベア
		1号第2不適物コンベア
		1号第3不適物コンベア
		2号第1不適物コンベア
		2号第2不適物コンベア
		不適物搬送コンベア
		ビニル袋搬送コンベア

設備名	機器名称	各機器装置名称
搬送設備	搬送コンベア	第 1 残渣搬送コンベア
		第 2 残渣搬送コンベア
		1 号アルミ選別機投入コンベア
		2 号アルミ選別機投入コンベア
		1 号アルミ搬送コンベア
		2 号アルミ搬送コンベア
		スプレー缶投入コンベア
		1 号鉄搬送コンベア
		1 号鉄投入コンベア
		2 号鉄投入コンベア
		1 号風選投入コンベア
		2 号風選投入コンベア
		1 号カレット投入コンベア
		2 号カレット投入コンベア
		白カレット搬送コンベア
		茶カレット搬送コンベア
		その他カレット搬送コンベア
		1 号ビニル袋搬送コンベア
		2 号ビニル袋搬送コンベア
		残渣回収コンベア
		カレット再利用システム投入コンベア
	サイクロン	1 号第 1 サイクロン
		2 号第 1 サイクロン
	防臭ダンパ	防臭ダンパ
再生設備	圧縮機	1 号鉄圧縮機
		2 号鉄圧縮機
		1 号アルミ圧縮機
		2 号アルミ圧縮機
		スプレー缶圧縮機
	圧縮梱包機	1 号ペットボトル圧縮梱包機
		2 号ペットボトル圧縮梱包機
		ビニル袋圧縮梱包機
	カレット再利用システム	カレット再利用システム
	カレット再利用システム メンテホイスト	カレット再利用システム メンテホイスト

設備名	機器名称	各機器装置名称
再生設備	自動積込装置 (パレタイザー)	鉄自動積込装置
		アルミ自動積込装置
		ペットボトル自動積込装置
	バックアップ用ホイス	鉄積込装置バックアップホイス
		アルミ自動積込装置バックアップホイス
	ペットボトルラップベラー	ペットボトルラップベラー
貯留・搬出設備	カレット貯留ホッパ	混色カレット貯留ホッパ
		白カレット貯留ホッパ
		茶カレット貯留ホッパ
		その他カレット貯留ホッパ
		ゲート開閉用油圧ユニット
	生びん・不適物搬出用リフト	生びん・不適物搬出用リフト
	残渣コンベア	第1残渣コンベア
		第2残渣コンベア
集じん・脱臭設備	集塵用バグフィルタ	資源ごみピット集塵バグフィルタ
		1号集塵バグフィルタ
		2号集塵バグフィルタ
	雑用コンプレッサー	雑用コンプレッサー
	排風機	資源ごみピット排風機
		1号排風機
		2号排風機
	起動ダンパ	起動ダンパ
	脱臭装置	脱臭器
	脱臭器メンテホイス	脱臭器メンテホイス
電気計装設備	コントロールセンタ	単位制御ユニット多段積
	現場監視制御盤	現場監視制御盤
	現場盤	現場盤
	中央監視盤	液晶モニタ、パソコン、プリンタ等
	I T V装置	モニタ、カメラ
配管設備	配管	配管
資源ごみ真空掃除機設備	真空掃除機	真空掃除機

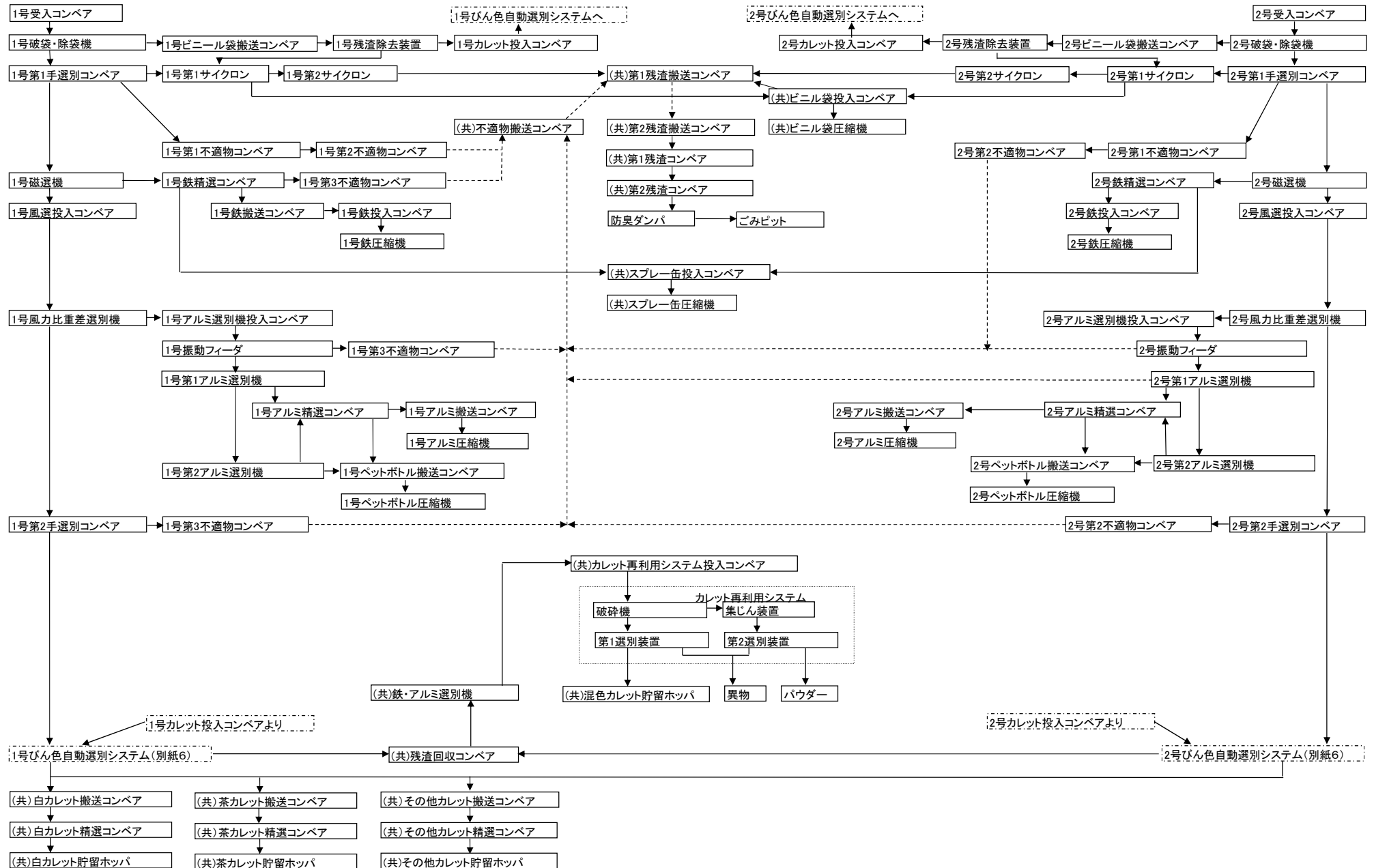
別紙３ 本市の負担する物品等

物 品		備 考
光熱水費	電気料金	業務に係る電気、水道及びガスであり、節電、節水に努めること
	ガス料金	
	水道料金	
電話		データ通信等において、乙が直接サービス供給者と契約するものを除く。
ファックス		
パレット		圧縮成形品の運搬用
蛍光ランプ、水銀灯		構内の照明器具用
油脂	アルバニア EP 1	各機器の軸受け、チェーン用
	アルバニア EP 2	各機器の軸受け、チェーン用
	アルバニア 2	排風機の電動機用
	アルバニア 3	真空掃除機用
	テラス C100	各機器のチェーン用
	テラス C150	各機器のチェーン用
	テラス ST32	びん色自動選別機のチェーン用
フォークリフト（2台）		・ニチュ　トランスファー10（電動） 最大荷重 1000kg ・ニチュ　トランスファー20（電動） 最大荷重 2000kg
大型バス（送迎バス）		京都２００　は　２７８

別紙4 主要な設備

名 称	機 能
資源ごみピット	収集された資源ごみを貯留するピット。貯留容量は3,500m ³ 、自動開閉する4門のゲートを持つ。
資源ごみクレーン	資源ごみピットに貯留された資源ごみを、受入れホッパーに投入する。運転操作は、手動及び自動運転が可能。
受入コンベア	受入れホッパーに投入された資源ごみを、破袋除袋機に搬送する。
破袋除袋機	スクリーンと回転刃により資源ごみ袋内の資源ごみと資源ごみ袋（ビニール袋）を分離し、資源ごみを第1手選別コンベアに搬送する。
残渣除去装置	破袋除袋機で選別されたビニール袋を、ビニール袋片とガラスに自動選別する。
カレット投入コンベア	残渣除去装置で選別されたガラスに混ざっている不適物、金属を手選別する。
第1手選別コンベア	資源ごみ内の不適物、資源ごみ袋を手選別する。
磁選機	資源ごみ内のスチール缶を電磁石により自動選別する
鉄精選コンベア	磁選機で選別されたスチール缶に混ざっている不適物等を手選別する。
風力式比重差選別機	資源ごみを風力によりガラスとアルミ缶、ペットボトルに自動選別する
第2手選別コンベア	風力比重差選別機で選別されたガラスに混ざっている不適物、金属を手選別する。
第1アルミ選別機	アルミ缶とペットボトルの資源ごみを、アルミ缶とペットボトルに自動選別する
第2アルミ選別機	第1アルミ選別機で選別されたペットボトル内に含まれるアルミ缶とペットボトルを自動選別する。
アルミ精選コンベア	アルミ選別機で選別されたアルミ缶に混ざっている不適物等を手選別する。
ペットボトル搬送コンベア	アルミ選別機で選別されたペットボトルに混ざっている不適物、キャップ等を手選別する。
びん色自動選別機	ガラスびんを、無色・茶色・その他の色に自動選別する。
カレット色自動選別機	8mm以上のカレットを、無色・茶色・その他の色に自動選別する。
白カレット精選コンベア	びん、カレット色自動選別機で選別された無色カレットに混ざっている不適物等を手選別する。
茶カレット精選コンベア	びん、カレット色自動選別機で選別された茶色カレットに混ざっている不適物等を手選別する。
その他カレット精選コンベア	びん、カレット色自動選別機で選別されたその他色カレットに混ざっている不適物等を手選別する。
ビニール袋圧縮機	ビニール袋を圧縮し、成形品とする。
スプレー缶圧縮機	スチール製スプレー缶及びアルミ製スプレー缶を圧縮すると共に残留ガスを吸引する。（ガス検知器、自動消火装置付き）
鉄圧縮機	スチール缶を圧縮し、800×800×100mmの成形品とする。
アルミ圧縮機	アルミ缶を圧縮し、800×800×100mmの成形品とする。
ペットボトル圧縮機梱包機	ペットボトルを圧縮し、600×400×600mmの成形品とし、PPバンドを自動で結束する。
自動積込装置	スチール缶、アルミ缶及びペットボトルの圧縮成形品を、パレット上に自動積み込みを行う。
ペットボトルラップベアラ	PPバンドで結束されたペットボトルの圧縮成形品をビニール製ラップで自動梱包する。

別紙5 全体工程



別紙7 選別基準

1 PETボトル

主としてプラスチック製の容器であって、飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器に係る物。
(公財)日本容器包装リサイクル協会が素材ごとに定めた「分別基準」及び「引き取り品質ガイドライン」に従い選別業務を行うこと。

「分別基準」

- ①圧縮されていること。
- ②原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
- ③容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
- ④洗浄されていること。
- ⑤ポリエチレンテレフタレート製以外の主としてプラスチック製の容器包装が混入していないこと。
- ⑥ポリエチレンテレフタレート製のふた以外のふたが除去されていること。

「べールの寸法、重量、結束材」

べールの寸法は、トラックへの積載効率や、標準パレット（1,100mm×1,100mm角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法※1	重量	結束材※2
①600×400×300mm	15～20kg	PPまたはPETバンド
②600×400×600mm	30～40kg	同上
③1,000×1,000×1,000mm	180kg～230kg	同上

- ※1 寸法欄の600×400mm、1,000×1,000mmは、プレス金型の寸法を示しています。
実際のべールの寸法は、これより多少大きくなります。
- ※2 従来の番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありませんので、できるだけPPまたはPETバンドを使用してください。

「引き取り品質ガイドライン」

べールの品質

低コスト、高品質の再生材料を得るにはべールの品質の良いことが重要な条件となります。
参考として、次のようなモデル事例を推奨します。
なお、実際に実施する分別基準適合物の品質調査は「PETボトル分別基準適合物（べール品）の品質ランク区分及び配点基準」に基づいて判定されます。

項目			参考
べ ー ル 状 態	①	外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	②	べールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	③	べールの解体性	解体が容易であること
与え再商品化にPETボトルを影響を類	④	キャップ付きPETボトル	10%以下
	⑤	容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
	⑥	中身が残っているPETボトル	1%以下
	⑦	テープや塗料が付着したPETボトル	なし
	⑧	異物の入ったPETボトル	なし
夾雑異物	⑨	塩ビボトル	0.5%以下
	⑩	ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	⑪	材質識別マークのないボトル	1%以下
	⑫	アルミ缶、スチール缶	なし
	⑬	ガラスびん、陶磁器類	なし
	⑭	紙製容器類	なし
	⑮	その他夾雑物	なし

2 ガラスびん

主としてガラス製の容器（主としてほうけい酸ガラス製のもの及び主として乳白ガラス製のものを除く。）に係る物。

（公財）日本容器包装リサイクル協会が素材ごとに定めた「分別基準」及び「引き取り品質ガイドライン」に従い選別業務を行うこと。

「分別基準」

- ①原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
- ②容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
- ③洗浄されていること。
- ④無色のガラス製の容器、茶色のガラス製の容器及びその他のガラス製の容器に区分されていること。
- ⑤主としてガラス製のふた以外のふたが除去されていること。
- ⑥主として結晶化ガラス製の物が混入していないこと。

「引き取り品質ガイドライン」

（1）ガラスびんに求められる引取り形態

- ①無色・茶色・その他の色の3区分に色分けされていること。
- ②色毎に10トン車1台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

（2）ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (ガラスびん1トン中の混入g数)	許容範囲の目安
①びんのキャップ	アルミニウム 30g	28mm口径のアルミキャップで20個程度
	スチール 50g	50mm口径のスチールキャップで10個程度
	その他の金属 50g	
	プラスチック 500g	28mm口径のプラキャップで130個程度
②陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶わんの小さな破片1個程度
③石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安
④無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml酒類びん1本程度
⑤色ガラスびんへの他の色ガラスびんの	1000g	720ml酒類びん2本程度
⑥ガラスびんの中の中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい
⑦ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと
⑧プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで

（3）分別上の留意点

- ①分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンクなどの内容物が入っているガラスびんです。
（注）劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。
- ②無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスに区分します。
（注）口部を見ると判別できます。
- ③はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別収集してください。
（例：リキュール、ブランデーなどのスモーク、イエロー、輸入ワインびんに見られる緑と茶の中間色）
- ④哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。
- ⑤食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理にとらなくても構いません。
- ⑥化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびん（ソーダ石灰素材）と同じですので、通常通り分別収集をおこなってください。
- ⑦陶磁器と似ている乳白色のガラスも混ぜないでください。再商品化事業者が陶磁器と区別が出来ません。

3 缶（鉄、アルミ）

再商品化業者への引き渡しに支障をきたさない品質となるよう、選別業務を行うこと。

「選別基準」

- ①原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
- ②容器包装以外のものが付着し、又は混入していないこと。

別紙 8 手選別コンベアの仕様

人手により不適物の選別を行う手選別コンベアでは、インバーター制御によりコンベアの搬送速度を調節できる。（カレット投入コンベア、鉄・アルミ選別機を除く）

以下に各手選別コンベアの搬送速度、最大作業人数を示す。

手選別コンベアの仕様

手選別コンベア名称	搬送能力 (t/h)	搬送速度 (m/min)	最大作業人数 (人/機)	主な選別物
第 1 手選別コンベア	4.40	5～15	6	ビニール袋、大型ごみ、不適なプラスチック製品等
第 2 手選別コンベア	1.07	5～15	2	びん、カレット以外のアルミ缶、ペットボトル等
カレット投入コンベア	0.43	20	2	びん、カレット以外のプラスチック、金属等
鉄精選コンベア	1.29	5～15	2	鉄以外の金属、スプレー缶等
アルミ精選コンベア	0.79	5～15	2	アルミ以外の金属、スプレー缶等
ペットボトル搬送コンベア	0.92	5～15	6	汚れたペットボトル、キャップ、不適なプラスチック製容器
鉄・アルミ選別機	0.63	8～30	1	カレット以外の金属、プラスチック等
白カレット精選コンベア	1.10	5～15	6	白カレット以外のガラス、耐熱ガラス、プラスチック、陶器片等
茶カレット精選コンベア	0.66	5～15	6	茶カレット以外のガラス、耐熱ガラス、プラスチック、陶器片等
その他カレット精選コンベア	0.44	5～15	6	その他カレット以外のガラス、耐熱ガラス、プラスチック、陶器片等

別紙9 フロン規制法に係る点検対象機器一覧

番号	機 器 名 称	記 号	室内機設置場所
1	空冷ヒートポンプエアコン	ACP-AA 5-1	5 階 男子脱衣室
2	空冷ヒートポンプエアコン	ACP-AA 5-2	5 階 男子洗濯乾燥室
3	空冷ヒートポンプエアコン	ACP-AA 5-3	5 階 応接室兼施設長室
4	空冷ヒートポンプエアコン	ACP-AA 5-4 -1～3	5 階 事務室